

差別解消に向けた33年にわたる同和対策事業により、実態的差別の解消は一定の成果を収めました。しかし、交際、結婚の反対、就職ができない等の心理的差別は無くなっていません。最近では、インターネット上の掲示板等に被差別部落を特定するような悪質な書き込み等が後を絶ちません。

人権問題の中心的課題である同和問題の解決のために、今後も積極的に学習会・研修会などの啓発活動を推進します。

- 人権・同和教育及び啓発の推進 ●社会福祉の向上 ●雇用の安定向上 ●生活環境の向上 ●心理的差別の撤廃
- 関係行政機関・各関係団体との連携強化 ●えせ同和行為の排除 ●相談・支援体制の充実 など

～部落差別解消推進法～(平成28年施行)

平成28年12月16日より、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。この法律では「**現在もなお部落差別が存在する**」、「**部落差別は許されないもの**」と明確に示されており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。(全文は背表紙参照。)

人の値うち

江口 いと



愛媛県宇摩郡土居町の漁村に生まれ8人兄弟の末っ子で7歳のときに父をなくす。
やさしい夫に召集令状が届き、帰らぬ人となりました。
当時、長男は1歳2ヶ月で、長女は45日でした。
2009年6月に死去(享年96歳)

何時(いつ)かもんぺをはいて
バスに乗ったら
隣座席の人は私を
おばはんと呼んだ
戦時中よくはいたこの活動的なものを
どうやらこの人は年寄りの
着物と思っているらしい

よそ行きの着物に羽織(はおり)を着て
汽車に乗ったら

人は私を奥さんと呼んだ
どうやら人の値うちは
着物で決まるらしい

講演がある

何々大学の先生だといえ

内容が豊くとも

人々は耳をすませて聴(き)き

よかつたという

どうやら人の値うちは

肩書(かたがき)で決まるらしい

名も無い人の講演には
人々はそれぞれと帰りを急ぐ
どうやら人の値うちは
学歴で決まるらしい

立派な家の娘さんが

部落にお嫁に来る

でも生まれた子どもはやっぱり

部落の子だと言われる

どうやら人の値うちは

生まれた所によって決まるらしい

人々はいつの日

この過(あやま)ちに気付(きづ)くで
あろうか

『青葉図書「荊を越えて」より』

部落差別につながる身元調査は
しない決心・させない勇気!